

不燃廃棄物（埋立ごみ・燃えないごみ）を 直接搬入される方へ

彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地
東近江市小八木町19番地 TEL: 45-3666、FAX: 45-3667

彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の区域内で発生した一般廃棄物（家庭ごみ）のうち、不燃廃棄物（埋立ごみ・燃えないごみ）は、小八木中継基地へ直接搬入することができます。

ただし、不適正なごみの搬入はできません。次のいずれかに該当するときは、小八木中継基地への搬入をお断りし、ごみを持ち帰っていただきますので、あらかじめご了承ください。

◇ 区域外で発生したごみは搬入できません。

◇ 許可業者以外の方による代理搬入はできません。

◇ 事業活動に伴って発生したごみ、店舗や事業所等の住宅以外の施設から発生したごみ（建築廃材を含む）、建設業者等が改修・解体して発生した建築廃材などの産業廃棄物は搬入できません。

◆ 過積載での搬入はできません。

過積載は、搬入経路での交通事故を招く恐れがある大変危険な交通違反です。運搬される方の身を守るため、地域の安全を確保するために、搬入車両に応じた最大積載量（軽トラックは350kg）を必ず守ってください。

◇ 搬入許可申請の内容に相違や虚偽がある場合、搬入の条件を満たさない場合は、搬入できません。